第231回

神奈川県都市計画審議会

議 案 書

目次

番号	議第 番号	都市名	件名	頁
1	4357	相模原市	相模湖都市計画区域及び津久井都市計画区域の変更	1
2	4358		平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、相模原都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画、愛川都市計画、津久井都市計画及び相模湖都市計画下水道の変更(相模川流域下水道)	1.0
3	4359		建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の 指定	27
4	4360		建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の 指定	29

議第 4357 号

相模湖都市計画区域及び津久井都市計画区域の変更

都計第1246号 平成29年1月24日

神奈川県都市計画審議会 会長 岸井 隆幸殿

神奈川県知事 黒岩 祐治

相模湖都市計画区域及び津久井都市計画区域の変更について

都市計画区域を次のとおり変更したいので、都市計画法第5条第6項の規定において準用する同条第3項の規定に基づき、審議会の意見を求める。

相模湖都市計画区域及び津久井都市計画区域の変更(神奈川県指定)

- 都市計画区域の名称 相模湖津久井都市計画区域
- 2 都市計画区域に含まれる土地の区域 別紙に記載

3 変更の理由

相模湖都市計画区域及び津久井都市計画区域は、津久井湖、相模湖及び宮ヶ瀬湖や水源涵養に資する山林を有する自然環境に恵まれた地域である。

一方で、両区域は人口減少や高齢化の一層の進行が予測されており、「自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等に関する現況及び推移」を勘案し、地域の拠点を中心とした、交流や生活に必要な機能の集約及び連携を促進するネットワークの一体的な構築により、地域の資源をいかしつつ持続可能な都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要があることから、一の都市計画区域とし、都市計画区域の名称を相模湖津久井都市計画区域に変更する。

相模原市緑区澤井、吉野、小渕、名倉、日連、与瀬、与瀬本町、小原、千木良、若柳、寸沢嵐、三井、三ケ木、又野、中野、太井、根小屋、長竹、青山、

青野原字明日庭、字長谷原、字大地、字八反原、字若宮、字中原、字原尻、字道合、字宮ノ会都、字東開戸、字宮地、字大久保、字上原、字峯、字中鉢、字小ザス、字太田、字長尾、字古沢、字寄合沢、字長野峯、字西沢、字東沢、字荒井、字下原、字嵐、字下梶野、字上前戸、字中前戸、字下前戸、字仏石、字清次、字山中、字上梶野、字山根、字戸面、字大石窪のうち 2562 番、2564 番、2565 番及び 2567 番から 2575 番まで、

字水沐所のうち 2723 番から 2733 番まで、2734 番イ、2734 番ロ、2735 番から 2742 番ま で、2743番イ、2743番ロ、2744番1、2745番1、2745番2、2746番から2754番まで、 2755番1、2755番ロ、2756番、2757番、2759番から2762番まで、2763番1、2763番 2、2764番、2765番1、2765番2、2766番から2770番まで、2771番1及び2771番2、 字大地開戸のうち 3212 番から 3215 番まで、3216 番 1、3216 番 2、3217 番から 3224 番 まで、3225番1から3225番3まで、3226番から3230番まで、3231番イー1、3231番 イー2、3231番ロ、3232番から3234番まで、3235番1、3235番2、3236番から3253 番まで、3254番1から3254番3まで、3255番1、3255番2、3256番から3259番まで、 3260 番 1 、3260 番 2 、3261 番 、3262 番 1 、3262 番 2 、3263 番 1 、3263 番 2 、3264 番 1、3264番2、3265番1、3265番2、3266番1から3266番6まで、3267番、3268番、 3269番1、3269番2、3270番、3271番1、3271番3、3271番4、3272番1から3272 番4まで、3273番1、3273番2、3274番1、3274番3、3274番4、3274番ロ、3275 番1、3275番2、3276番1から 3276番3まで、3277番から 3279番まで、3280番1、 3280番2、3282番1から3282番4まで、3283番1、3283番2、3284番1から3284番 4まで、3285番1から3285番3まで、3286番1から3286番6まで、3287番1から3287 番5まで、3288 番1から 3288 番4まで、3289 番1から 3289 番5まで、3290 番1から 3290番5まで、3291番1から3291番4まで、3292番、3293番1、3293番4、3293番 5、3294番1から3294番4まで、3295番1から3295番4まで、3296番、3297番1、 3297番2、3298番から3300番まで、3301番1、3301番2、3302番1、3302番2、3303 番1から3303番3まで、3304番1から3304番4まで、3305番1、3305番2、3306番 1から3306番3まで、3307番1、3307番2、3308番1、3308番3から3308番5まで、 3308番口、3309番から3312番まで、3313番1及び3313番3、

字上ヶ谷戸のうち 3314番1の一部、3314番2、3315番3の一部、3320番2の一部、3321番2、3323番2、3324番2、3325番2、3327番2、3328番4、3331番1の一部、3331番6の一部、3332番4、3333番2、3336番2、3337番3、3337番4、3340番3、3340番5、3341番2、3345番2、3346番1の一部、3346番2の一部、3347番2の一部、3347番2の一部、3357番2、3358番3、3358番4、3359番3、3360番3、3360番4、3361

番、3361番2、3362番、3363番1、3363番2、3364番1、3364番2、3365番1、3365番2、3366番4、3366番4、3366番4、3366番4、3366番4、3368番2、3369番3、3370番、3370番2、3371番から3373番まで、3373番2、3374番から3378番まで、3378番2、3379番1から3379番3まで、3380番2、3380番5、3380番6、3394番2、3395番3、3395番4の一部及び3395番5の一部、

字涸沢のうち 3514 番 3 の一部、3514 番 4 の一部、3515 番 4、3515 番 5、3515 番 6 の一 部及び 3517 番 2、

字梶ケ原のうち 3556 番1、3556 番2、3557 番、3558 番、3559 番1、3559 番2、3560 番2から 3560 番4まで、3561 番1、3561 番3、3561 番4、3562 番1、3562 番3、3563 番1、3563番3、3565番2、3565番3、3566番2、3570番2、3571番3、3572番の 一部、3576番の一部、3577番1、3577番3、3578番1から3578番7まで、3579番1 から3579番11まで、3580番1から3580番6まで、3581番1から3581番5まで、3582 番1、3582番2、3583番1、3583番2、3584番1から 3584番3まで、3585番1から 3585 番 12 まで、3586 番 1、3586 番 2、3587 番 1、3587 番 2、3588 番 1、3588 番 2、 3589番1、3589番2、3590番1、3590番2、3591番から 3598番まで、3599番1、3599 番2、3600番、3601番1、3601番2、3602番1から3602番5まで、3603番1から3603 番3まで、3604番1から3604番5まで、3605番1、3605番3から3605番6まで、3605 番口、3606番から3609番まで、3610番1から3610番7まで、3611番、3612番1から 3612番3まで、3613番1から3613番3まで、3614番から3620番まで、3621番1、3621 番2、3622番1、3622番2、3623番1から3623番3まで、3624番1、3624番4、3624 番5、3624番ロ、3625番1、3625番3、3626番1、3626番3、3627番1から 3627番 20まで、3628番1から3628番21まで、3629番1から3629番3まで、3630番1、3630 番2、3631番1から 3631番3まで、3632番1から 3632番4まで、3633番1から 3633 番3まで、3634番1、3634番3から 3634番6まで、3635番1から 3635番4まで、3636 番1から3636番9まで、3637番1、3637番2、3638番1から3638番3まで、3639番 1、3639番2、3640番3、3644番1、3644番3、3645番から3652番まで、3653番1、 3653 番2、3654 番1から3654 番7まで、3655 番1から3655 番6まで、3656 番2から 3656番7まで、3657番1から3657番7まで、3658番1から3658番5まで、3659番1 から 3659 番5まで、3660 番1から 3660 番5まで、3661 番1から 3661 番3まで、3662 番及び3663番1から3663番5まで、

字上徒のうち 3664 番1、3664 番2、3665 番、3666 番1、3666 番2、3667 番、3668 番1、3668 番1、3668 番2、3667 番、3668 番1、3668 番1、3668 番1、3668 番1から 3668 番1をで、3669 番1から 3669 番6まで、3670 番、3671 番1から 3671 番25まで、3672 番、3673 番、3675 番2、3676 番1、3676 番3、3676 番5から 3676 番10まで、3677 番1、3677 番2の一部、3677 番3、3678 番から 3680 番まで、3681 番1、3681 番2、3682 番、3683 番1、3683 番2、3684 番1、3684 番2、3685 番から 3687 番まで、3688 番イ、3688 番ロ、3689 番、3690 番、3691 番2、3691 番イ、3692 番、3693 番2、3693 番イ、3694 番1、3694 番口、3695 番、3696

番イ、3696番ロ、3697番から3700番まで、3701番2、3701番イ、3702番、3703番1、3703番2、3704番から3706番まで、3707番2、3707番イ、3708番1、3708番2、3708番1、3708番1、3708番1、3708番1、3708番1、3709番2、3711番3、3712番1の一部、3712番2、3712番3、3715番2から3715番5まで、3715番10から3715番3まで、3716番1、3716番3、3716番4、3717番1、3717番4、3717番5、3718番1、3718番3、3719番1、3718番3、3726番1及び3726番4から3726番8まで

並びに

字青野尾のうち 3727 番 2 、3727 番 3 、3728 番 2 、3728 番 3 、3729 番 2 、3729 番 3 、3730 番 3 、3730 番 4 、3730 番 6 、3733 番 4 、3733 番 5 、3734 番 2 から 3734 番 7 まで、3735 番 2 、3735 番 3 及び 3736 番 2 から 3736 番 5 まで

並びに

鳥 屋字仙洞寺山、字石原、字馬石、字山吹、字上ノ原、字前後久保、字渡戸、字林、字山ノ神沢、字上ノ山、字中開戸、字薄沢、字日影開戸、字葛、字奥谷戸、字谷戸、字茨菰山、字宮ノ沢、字松ケ尾、字下原、字宮ノ前、字中原、字道場、字鳥居原、字東山、字杉沢、字寺ノ原、字西門、字大沢入、字打越、字熊久保、字平戸、字竹野々、字栗焼沢、字宝樹沢、字荒井、字上屋敷、字東開戸、字西開戸、字犬ノ向、

字早戸のうち 3460 番 1、3460 番 2、3460 番 4 から 3460 番 13 まで、3460 番ロ、3461 番、 3462 番、3463 番1、3463 番2、3464 番1から 3464 番4まで、3465 番1、3465 番3か ら3465番10まで、3465番ロ、3466番、3467番、3468番1、3468番2、3472番1から 3472番3まで、3473番1、3473番2、3474番1、3474番2、3475番、3476番1から 3476番7まで、3477番1、3477番2、3478番1、3478番2、3479番1から3479番3 まで、3480番1から3480番3まで、3481番1、3481番2、3482番1から3482番5ま で、3483番1、3483番2、3484番1、3484番2、3485番、3486番1から3486番3ま で、3487番、3488番1、3488番2、3489番1、3489番2、3490番イ、3490番口、3491 番、3492番1、3492番2、3493番1から3493番13まで、3494番から3500番まで、3501 番1、3501番2、3502番1、3502番2、3503番イ、3503番ロ、3504番から 3525番ま で、3526番1、3526番2、3527番1から3527番3まで、3528番1から3528番5まで、 3529 番、3530 番 1 、3530 番 2 、3531 番、3532 番 1 、3532 番 2 、3533 番、3534 番 1 、 3534番2、3535番1、3535番2、3536番から3539番まで、3540番1、3540番2、3541 番、3542番1、3542番2、3543番から3546番まで、3547番1から3547番5まで、3548 番、3549番、3550番1、3550番3、3550番口、3551番から3555番まで、3556番1、 3556番2及び3557番から3561番まで

並びに

字奥野のうち 3627 番 1、3627 番 3 から 3627 番 37 まで、3627 番 39、3627 番 41 から 3627 番 67 まで、3627 番 69 から 3627 番 86 まで、3627 番 88 から 3627 番 91 まで、3627 番 92 の一部、3627 番 93 から 3627 番 100 まで、3627 番 102 から 3627 番 104 まで、3627 番 106、

3627番108、3627番109、3627番111、3627番112、3627番114から3627番126まで、3627番133、3627番139から3627番152まで、3627番154、3627番166の一部、3627番170から3627番176まで、3627番180、3627番181、3627番205、3627番209の一部、3627番215及び3627番268地内

新旧対照表

- 1 都市計画区域の名称相模湖津久井都市計画区域
- 2 都市計画区域に含まれる土地の区域 別紙に記載

 都市計画区域の名称 相模湖都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域奥瀬町、小原町、吉野町、千木良村、名倉村、内郷村、小淵村、澤井村、日蓮村の各全部

都市計画区域の名称
津久井都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

昭和51年1月1日津久井町行政区域のうち大字三井、太井、中野、又野、三ヶ木、青山、 長竹および根小屋の全域と大字鳥屋および青野原のうち自然公園を除く区域

都市計画区域に含まれる土地の区域

相模原市緑区澤井、吉野、小渕、名倉、日連、与瀬、与瀬本町、小原、千木良、若柳、寸沢 嵐、三井、三ケ木、又野、中野、太井、根小屋、長竹、青山、

青野原字明日庭、字長谷原、字大地、字八反原、字若宮、字中原、字原尻、字道合、字宮ノ会都、字東開戸、字宮地、字大久保、字上原、字峯、字中鉢、字小ザス、字太田、字長尾、字古沢、字寄合沢、字長野峯、字西沢、字東沢、字荒井、字下原、字嵐、字下梶野、字上前戸、字中前戸、字下前戸、字仏石、字清次、字山中、字上梶野、字山根、字戸面、字大石窪のうち 2562 番、2564 番、2565 番及び 2567 番から 2575 番まで、

字水沐所のうち 2723 番から 2733 番まで、2734 番イ、2734 番ロ、2735 番から 2742 番ま で、2743番イ、2743番ロ、2744番1、2745番1、2745番2、2746番から2754番まで、 2755番1、2755番ロ、2756番、2757番、2759番から2762番まで、2763番1、2763番 2、2764番、2765番1、2765番2、2766番から2770番まで、2771番1及び2771番2、 字大地開戸のうち 3212 番から 3215 番まで、3216 番 1、3216 番 2、3217 番から 3224 番 まで、3225番1から3225番3まで、3226番から3230番まで、3231番イー1、3231番 イー2、3231番ロ、3232番から3234番まで、3235番1、3235番2、3236番から3253 番まで、3254番1から3254番3まで、3255番1、3255番2、3256番から3259番まで、 3260 番 1 、3260 番 2 、3261 番、3262 番 1 、3262 番 2 、3263 番 1 、3263 番 2 、3264 番 1、3264番2、3265番1、3265番2、3266番1から3266番6まで、3267番、3268番、 3269番1、3269番2、3270番、3271番1、3271番3、3271番4、3272番1から3272 番4まで、3273番1、3273番2、3274番1、3274番3、3274番4、3274番ロ、3275 番1、3275番2、3276番1から3276番3まで、3277番から3279番まで、3280番1、 3280番2、3282番1から3282番4まで、3283番1、3283番2、3284番1から3284番 4まで、3285番1から3285番3まで、3286番1から3286番6まで、3287番1から3287 番5まで、3288番1から3288番4まで、3289番1から3289番5まで、3290番1から 3290番5まで、3291番1から3291番4まで、3292番、3293番1、3293番4、3293番 5、3294番1から3294番4まで、3295番1から3295番4まで、3296番、3297番1、 3297番2、3298番から3300番まで、3301番1、3301番2、3302番1、3302番2、3303 番1から3303番3まで、3304番1から3304番4まで、3305番1、3305番2、3306番 1から3306番3まで、3307番1、3307番2、3308番1、3308番3から3308番5まで、 3308番口、3309番から3312番まで、3313番1及び3313番3、

字上ヶ谷戸のうち 3314番1の一部、3314番2、3315番3の一部、3320番2の一部、3321番2、3323番2、3324番2、3325番2、3327番2、3328番4、3331番1の一部、3331番6の一部、3332番4、3333番2、3336番2、3337番3、3337番4、3340番3、3340番5、3341番2、3345番2、3346番1の一部、3346番2の一部、3347番2の一部、3347番2の一部、3347番2の一部、3347番2の一部、3347番2の一部、3347番2の一部、3357番2、3358番3、3358番4、3359番3、3360番3、3360番4、3361

番、3361番2、3362番、3363番1、3363番2、3364番1、3364番2、3365番1、3365番2、3366番4、3366番4、3366番4、3366番4、3366番4、3366番4、3368番2、3369番3、3370番2、3371番から3373番まで、3373番2、3374番から3378番まで、3378番2、3379番1から3379番3まで、3380番2、3380番5、3380番6、3394番2、3395番3、3395番4の一部及び3395番5の一部、

<u>字涸沢のうち 3514 番 3 の一部、3514 番 4 の一部、3515 番 4、3515 番 5、3515 番 6 の一</u> 部及び 3517 番 2、

字梶ケ原のうち 3556 番1、3556 番2、3557 番、3558 番、3559 番1、3559 番2、3560 <u>番2から3560番4まで、3561番1、3561番3、3561番4、3562番1、3562番3、3563</u> 番1、3563番3、3565番2、3565番3、3566番2、3570番2、3571番3、3572番の 一部、3576番の一部、3577番1、3577番3、3578番1から3578番7まで、3579番1 <u>から3579番11まで、3580番1から3580番6まで、3581番1から3581番5まで、3582</u> 番1、3582番2、3583番1、3583番2、3584番1から3584番3まで、3585番1から 3585 番 12 まで、3586 番 1、3586 番 2、3587 番 1、3587 番 2、3588 番 1、3588 番 2、 3589番1、3589番2、3590番1、3590番2、3591番から3598番まで、3599番1、3599 番2、3600番、3601番1、3601番2、3602番1から3602番5まで、3603番1から3603 番3まで、3604番1から3604番5まで、3605番1、3605番3から3605番6まで、3605 番口、3606番から3609番まで、3610番1から3610番7まで、3611番、3612番1から 3612番3まで、3613番1から3613番3まで、3614番から3620番まで、3621番1、3621 番2、3622番1、3622番2、3623番1から3623番3まで、3624番1、3624番4、3624 番5、3624番ロ、3625番1、3625番3、3626番1、3626番3、3627番1から3627番 20 まで、3628 番 1 から 3628 番 21 まで、3629 番 1 から 3629 番 3 まで、3630 番 1、3630 番2、3631番1から3631番3まで、3632番1から3632番4まで、3633番1から3633 番3まで、3634番1、3634番3から3634番6まで、3635番1から3635番4まで、3636 番1から3636番9まで、3637番1、3637番2、3638番1から3638番3まで、3639番 1、3639番2、3640番3、3644番1、3644番3、3645番から3652番まで、3653番1、 3653 番2、3654 番1から3654 番7まで、3655 番1から3655 番6まで、3656 番2から 3656番7まで、3657番1から3657番7まで、3658番1から3658番5まで、3659番1 から3659番5まで、3660番1から3660番5まで、3661番1から3661番3まで、3662 番及び3663番1から3663番5まで、

字上徒のうち 3664 番 1、3664 番 2、3665 番、3666 番 1、3666 番 2、3667 番、3668 番 1、3668 番 3、3668 番 4、3668 番 6 から 3668 番 16 まで、3669 番 1 から 3669 番 6 まで、3670 番、3671 番 1 から 3671 番 25 まで、3672 番、3673 番、3675 番 2、3676 番 1、3676 番 3、3676 番 5 から 3676 番 10 まで、3677 番 1、3677 番 2 の一部、3677 番 3、3678 番 から 3680 番まで、3681 番 1、3681 番 2、3682 番、3683 番 1、3683 番 2、3684 番 1、3684 番 2、3685 番から 3687 番まで、3688 番 7、3688 番 7、3688 番 7、3694 番 7、3694 番 7、3695 番、3696

番イ、3696番ロ、3697番から3700番まで、3701番2、3701番イ、3702番、3703番1、3703番2、3704番から3706番まで、3707番2、3707番イ、3708番1、3708番2、3708番2、3708番1、3708番2、3711番3、3712番1の一部、3712番2、3712番3、3715番2から3715番5まで、3715番10から3715番3まで、3716番1、3716番3、3716番4、3717番1、3717番4、3717番5、3718番1、3718番3、3719番1、3719番2、3726番1から3725番4まで、3726番1及び3726番4から3726番8まで

並びに

字青野尾のうち 3727 番 2、3727 番 3、3728 番 2、3728 番 3、3729 番 2、3729 番 3、 3730 番 3、3730 番 4、3730 番 6、3733 番 4、3733 番 5、3734 番 2 から 3734 番 7 まで、 3735 番 2、3735 番 3 及び 3736 番 2 から 3736 番 5 まで

並びに

息 屋字仙洞寺山、字石原、字馬石、字山吹、字上ノ原、字前後久保、字渡戸、字林、字山ノ神沢、字上ノ山、字中開戸、字薄沢、字日影開戸、字葛、字奥谷戸、字谷戸、字茨菰山、字宮ノ沢、字松ケ尾、字下原、字宮ノ前、字中原、字道場、字鳥居原、字東山、字杉沢、字寺ノ原、字西門、字大沢入、字打越、字熊久保、字平戸、字竹野々、字栗焼沢、字宝樹沢、字荒井、字上屋敷、字東開戸、字西開戸、字犬ノ向、

字早戸のうち 3460 番 1、3460 番 2、3460 番 4 から 3460 番 13 まで、3460 番ロ、3461 番、 3462 番、3463 番1、3463 番2、3464 番1から 3464 番4まで、3465 番1、3465 番3か ら3465番10まで、3465番ロ、3466番、3467番、3468番1、3468番2、3472番1から 3472 番3まで、3473 番1、3473 番2、3474 番1、3474 番2、3475 番、3476 番1から 3476番7まで、3477番1、3477番2、3478番1、3478番2、3479番1から3479番3 まで、3480番1から3480番3まで、3481番1、3481番2、3482番1から3482番5ま で、3483番1、3483番2、3484番1、3484番2、3485番、3486番1から3486番3ま で、3487番、3488番1、3488番2、3489番1、3489番2、3490番イ、3490番口、3491 番、3492番1、3492番2、3493番1から3493番13まで、3494番から3500番まで、3501 番1、3501番2、3502番1、3502番2、3503番イ、3503番ロ、3504番から 3525番ま で、3526番1、3526番2、3527番1から3527番3まで、3528番1から3528番5まで、 3529 番、3530 番 1、3530 番 2、3531 番、3532 番 1、3532 番 2、3533 番、3534 番 1、 3534番2、3535番1、3535番2、3536番から3539番まで、3540番1、3540番2、3541 <u>番、3542番1、3542番2、3543番から3546番まで、3547番1から3547番5まで、3548</u> 番、3549番、3550番1、3550番3、3550番ロ、3551番から3555番まで、3556番1、 3556番2及び3557番から3561番まで

並びに

字奥野のうち 3627 番 1、3627 番 3 から 3627 番 37 まで、3627 番 39、3627 番 41 から 3627 番 67 まで、3627 番 69 から 3627 番 86 まで、3627 番 88 から 3627 番 91 まで、3627 番 92 の一部、3627 番 93 から 3627 番 100 まで、3627 番 102 から 3627 番 104 まで、3627 番 106、 3627番108、3627番109、3627番111、3627番112、3627番114から3627番126まで、3627番133、3627番139から3627番152まで、3627番154、3627番166の一部、3627番170から3627番176まで、3627番180、3627番181、3627番205、3627番209の一部、3627番215及び3627番268地内

議第 4358 号

平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、相模原都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画、愛川都市計画、津久井都市計画及び相模湖都市計画下水道の変更

都計第1247号 平成29年1月24日

神奈川県都市計画審議会 会長 岸井 隆幸殿

神奈川県知事 黒岩 祐治

平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、相模原都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画、愛川都市計画、津久井都市計画及び相模湖都市計画下水道の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条 第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、相模原都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市 計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画、愛川都市計画、津久井都 市計画及び相模湖都市計画下水道の変更(神奈川県決定)

平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、相模原都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画、愛川都市計画、津久井都市計画及び相模湖都市計画相模川流域下水道を相模原都市計画、相模湖津久井都市計画、平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画及び愛川都市計画相模川流域下水道に名称を改め、次のように変更する。

1. 下水道の名称 相模川流域下水道

2. 排水区域

接続する下水道	備考
相模原都市計画第1号公共下水道	
相模湖津久井都市計画第1号相模湖津久井公共下水道	
平塚都市計画第1号公共下水道	
藤沢都市計画第9号公共下水道	
茅 ヶ 崎 都 市 計 画 第 1 号 公 共 下 水 道	
茅ヶ崎都市計画第 10号寒川公共下水道	
厚木都市計画第1号公共下水道	
伊勢原都市計画伊勢原第2号公共下水道	
海老名都市計画第1号海老名公共下水道	
座間都市計画第1号公共下水道	
綾瀬都市計画第1号公共下水道	
大磯都市計画大磯公共下水道	
愛川都市計画第1号愛川公共下水道	

3. 下水管渠

内訳	位	置	備考
というで	起点	終点	加与
藤沢寒川幹線	高座郡寒川町田端	藤沢市遠藤字諸之木	
相模川左岸幹線	茅ヶ崎市柳島字向河原	相模原市緑区小渕字藤野上	
座間海老名幹線	海老名市河原口五丁目	相模原市南区南台三丁目	
相模川右岸幹線	平塚市四之宮四丁目	愛甲郡愛川町角田字宮ノ下	
伊勢原厚木幹線	厚木市戸田字長渕	伊勢原市下落合字宮ノ前	
平 塚 幹 線	平塚市四之宮四丁目	平塚市中堂 18番	
綾瀬寒川幹線	高座郡寒川町宮山	綾瀬市吉岡字宮ノ際	
茅ヶ崎 幹線	茅ヶ崎市柳島字向河原	茅ヶ崎市菱沼海岸	
戸 沢 幹 線	厚木市戸田字長渕	海老名市門沢橋一丁目	
放 流 幹 線	茅ヶ崎市柳島字浜前	茅ヶ崎市柳島字浜前	
大磯平塚幹線	平塚市四之宮四丁目	中郡大磯町高麗二丁目	
寒川平塚幹線	平塚市四之宮四丁目	高座郡寒川町田端	

「区域は、計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内訳	位置	備 考
門沢橋ポンプ場	海老名市門沢橋一丁目	約 900 ㎡
戸田ポンプ場	厚木市戸田字長渕	約 1,090 ㎡
東豊田ポンプ場	平塚市東豊田字川合	約 3,020 ㎡
吉野ポンプ場	相模原市緑区吉野字新町	約 1, 100 ㎡
与瀬ポンプ場	相模原市緑区与瀬字月夜野	約 500 ㎡
千木良ポンプ場	相模原市緑区千木良字柳馬場	約 470 ㎡
寸沢嵐ポンプ場	相模原市緑区寸沢嵐字南沼本	約 860 ㎡
太井ポンプ場	相模原市緑区太井字壬	約 4,550 ㎡
相模川左岸処理場	茅ヶ崎市柳島字向河原及び浜前	約 195,600 ㎡
相模川右岸処理場	平塚市四之宮四丁目、四之宮字神明前、字川 久保及び中河原	約 269, 000 ㎡

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

相模川流域下水道は、昭和 44 年に当初都市計画決定し、その後 11 回の都市計画変更を行い、 現在相模川流域内の 9 市 3 町で事業を進めています。

今回、相模湖都市計画区域及び津久井都市計画区域を一つの都市計画区域として相模湖津久井 都市計画区域に変更することに伴い、相模川流域下水道の都市計画の名称を変更するものです。

併せて、相模湖都市計画第1号相模湖公共下水道、相模湖都市計画第10号藤野公共下水道及 び津久井都市計画第1号津久井公共下水道を相模湖津久井都市計画第1号相模湖津久井公共下水 道に、相模原都市計画第1号公共下水道及び相模原都市計画第21号城山公共下水道を相模 原都市計画第1号公共下水道に変更することに伴い、相模川流域下水道の排水区域における接続 する下水道の名称を変更するものです。

また、相模原市に関する市町村合併及び海老名市の一部で住居表示を実施したことなどにより、「3.下水管渠」及び「4.その他の施設」の位置について、記載事項の変更を行うものです。

新 旧 対 照 表 新

- 1. 下水道の名称 相模川流域下水道
- 2. 排水区域

接続する下水道	備	考
相模原都市計画第1号公共下水道		
相模湖津久井都市計画第1号相模湖津久井公共下水道		
平塚都市計画第1号公共下水道		
藤 沢 都 市 計 画 第 9 号 公 共 下 水 道		
茅 ヶ 崎 都 市 計 画 第 1 号 公 共 下 水 道		
茅ヶ崎都市計画第 10 号寒川公共下水道		
厚木都市計画第1号公共下水道		
伊 勢 原 都 市 計 画 伊 勢 原 第 2 号 公 共 下 水 道		
海老名都市計画第1号海老名公共下水道		
座 間 都 市 計 画 第 1 号 公 共 下 水 道		
綾瀬都市計画第1号公共下水道		
大磯都市計画大磯公共下水道		
愛川都市計画第 1 号愛川公共下水道		

- 1. 下水道の名称 相模川流域下水道
- 2. 排水区域

接続する下水道	備	考
平塚都市計画第1号公共下水道		
藤沢都市計画第9号公共下水道		
茅ヶ崎都市計画第1号公共下水道		
茅ヶ崎都市計画第 10 号寒川公共下水道		
相模原都市計画第1号公共下水道		
相模原都市計画第 21 号城山公共下水道		
厚木都市計画第1号公共下水道		
伊勢原都市計画伊勢原第2号公共下水道		
海老名都市計画第 1 号海老名公共下水道		
座間都市計画第1号公共下水道		
綾瀬都市計画第 1 号公共下水道		
大磯都市計画大磯公共下水道		
愛川都市計画第 1 号愛川公共下水道		
津久井都市計画第 1 号津久井公共下水道		
相模湖都市計画第 1 号相模湖公共下水道		
相模湖都市計画第 10 号藤野公共下水道		

新 旧 対 照 表 新

3. 下水管渠

1/3, 11/2			
内訳	位	置	備考
L 1 th/C	起点	終点	畑少
藤沢寒川幹線	高座郡寒川町田端	藤沢市遠藤字諸之木	
相模川左岸幹線	茅ヶ崎市柳島字向河原	相模原市緑区小渕字藤野上	
座間海老名幹線	海老名市河原口五丁目	相模原市南区南台三丁目	
相模川右岸幹線	平塚市四之宮四丁目	愛甲郡愛川町角田字宮 <u>ノ</u> 下	
伊勢原厚木幹線	厚木市戸田字長渕	伊勢原市下落合字宮ノ前	
平 塚 幹 線	平塚市四之宮四丁目	平塚市中堂 18番	
綾瀬寒川幹線	高座郡寒川町宮山	綾瀬市吉岡字宮 <u>ノ</u> 際	
茅 ヶ 崎 幹 線	茅ヶ崎市柳島字向河原	茅ヶ崎市菱沼海岸	
戸 沢 幹 線	厚木市戸田字長渕	海老名市門沢橋一丁目	
放 流 幹 線	茅ヶ崎市柳島字浜前	茅ヶ崎市柳島字浜前	
大磯平塚幹線	平塚市四之宮四丁目	中郡大磯町高麗二丁目	
寒川平塚幹線	平塚市四之宮四丁目	高座郡寒川町田端	

[「]区域は、計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内訳	位置	備 考
門沢橋ポンプ場	海老名市門沢橋一丁目	約 900 m²
戸田ポンプ場	厚木市戸田字長渕	約 1,090 ㎡
東豊田ポンプ場	平塚市東豊田字川合	約 3,020 ㎡
吉野ポンプ場	相模原市 <u>緑区</u> 吉野字新町	約 1,100 ㎡
与瀬ポンプ場	相模原市 <u>緑区</u> 与瀬字月夜野	約 500 ㎡
千木良ポンプ場	相模原市緑区千木良字柳馬場	約 470 ㎡
寸沢嵐ポンプ場	相模原市 <u>緑区</u> 寸沢嵐字南沼本	約 860 ㎡
太井ポンプ場	相模原市 <u>緑区</u> 太井字壬	約 4,550 ㎡
相模川左岸処理場	茅ヶ崎市柳島字向河原及び浜前	約 195,600 ㎡
相模川右岸処理場	平塚市四之宮四丁目、四之宮字神明前、字川 久保及び中河原	約 269, 000 ㎡

「区域は、計画図表示のとおり」

3. 下水管渠

· 1/1/10/10			1
内訳	位置		備考
L 14)/	起点	終点	NHI 17
藤沢寒川幹線	高座郡寒川町田端	藤沢市遠藤字諸之木	
相模川左岸幹線	茅ヶ崎市柳島字向河原	相模原市藤野町小渕字藤野上	
座間海老名幹線	海老名市河原口字二大縄	相模原市南台三丁目	
相模川右岸幹線	平塚市四之宮四丁目	愛甲郡愛川町角田字宮之下	
伊勢原厚木幹線	厚木市戸田字長渕	伊勢原市下落合字宮ノ前	
平 塚 幹 線	平塚市四之宮四丁目	平塚市中堂 18番	
綾瀬寒川幹線	高座郡寒川町宮山	綾瀬市吉岡字宮 <u>之</u> 際	
茅 ヶ 崎 幹 線	茅ヶ崎市柳島字向河原	茅ヶ崎市菱沼海岸	
戸 沢 幹 線	厚木市戸田字長渕	海老名市門沢橋一丁目	
放 流 幹 線	茅ヶ崎市柳島字浜前	茅ヶ崎市柳島字浜前	
大磯平塚幹線	平塚市四之宮四丁目	中郡大磯町高麗二丁目	
寒川平塚幹線	平塚市四之宮四丁目	高座郡寒川町田端	

[「]区域は、計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内訳	位置	備考
門沢橋ポンプ場	海老名市門沢橋一丁目	約 900 m²
戸田ポンプ場	厚木市戸田字長渕	約 1,090 ㎡
東豊田ポンプ場	平塚市東豊田字川合	約 3,020 ㎡
吉野ポンプ場	相模原市藤野町吉野字新町	約 1, 100 ㎡
与瀬ポンプ場	相模原市相模湖町与瀬字月夜野	約 500 ㎡
千木良ポンプ場	相模原市相模湖町千木良字柳馬場	約 470 ㎡
寸沢嵐ポンプ場	相模原市相模湖町寸沢嵐字南沼本	約 860 ㎡
太井ポンプ場	相模原市 <u>津久井町</u> 太井字壬	約 4,550 ㎡
相模川左岸処理場	茅ヶ崎市柳島字向河原及び浜前	約 195,600 ㎡
相模川右岸処理場	平塚市四之宮四丁目、四之宮字神明前、字川 久保及び中河原	約 269, 000 ㎡

「区域は、計画図表示のとおり」

議第 4359 号

建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の指定

28 平建指第 4 1 0 号 平成 29 年(2017 年) 1 月 24 日

神奈川県都市計画審議会 会長 岸井 隆幸殿

平塚市長 落合 克宏

建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の指定について

このことについて、建築基準法第 51 条ただし書の規定により、次のように審議会に付議する。

産業廃棄物処理施設の位置の指定

建築基準法第51条ただし書の規定に基づき産業廃棄物処理施設の位置を次のように指定する。

3	名称	産業廃棄物処理施設
1	位 置	平塚市中堂8番及び13番
Ē	敷 地 面 積	2, 536.86 m²
d	地域地区等	工業専用地域(容積率200%、建ペい率60%)
	構造	鉄骨造2階建て(事務所棟) 鉄骨造平屋建て(工場棟) 鉄骨造平屋建て(一般廃保管棟) 鉄骨造平屋建て(コンテナボックス置場棟)
	主要用途	産業廃棄物中間処理施設
	建築面積	1, 319.11 m²
施	延べ面積	1, 365.57 m²
設の	処 理 内 容	廃プラスチック類の破砕
概要	処 理 能 力	破砕機1台 13.49t/日 (8時間稼動)
	対象地区	主に湘南地区の事業者より排出される廃棄物を受け入れる。
	最終処理方法	本施設で破砕された廃プラスチック類は、別業者で資源化され、固形化燃料となる。
	計画車両	10t車 10台/日(搬出)
	申請者	住所 神奈川県平塚市中堂15番12号 氏名 有限会社 青木商店 代表取締役 青木 幸男

理 由: 本計画は、平塚市内の工業専用地域において、平成24年度に建築基準法第51条ただし書の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設について、これまで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び建築基準法による規定の範囲内で産業廃棄物の処理を併せて行っていたが、今回、廃棄物の破砕機の処理能力を上げることに伴い、産業廃棄物処理施設としての許可が新たに必要となったものである。

本計画の施設は、事業者より受け入れた廃プラスチック類を、固形化燃料として再利用するための中間処理(破砕)を行う施設で、廃棄物の再資源化に寄与するものであり、社会的役割等から判断し広義的には公益性も認められるものである。

本施設は、民間事業者が運営するものであり、都市施設として恒久性の担保が困難であるため、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、神奈川県都市計画審議会の議を経ようとするものである。

議第 4360 号

建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の指定

建指第 111号 平成29年1月24日

神奈川県都市計画審議会 会長 岸井 隆幸殿

神奈川県知事 黒岩 祐治

建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の指定について

このことについて、建築基準法第 51 条ただし書の規定により、次のように審議会に付議する。

産業廃棄物処理施設の位置の指定

建築基準法第51条ただし書の規定に基づき産業廃棄物処理施設の位置を次のように指定する。

3	名 称	産業廃棄物処理施設
位置		高座郡寒川町倉見1620の1ほか
敷 地 面 積		8 5, 2 2 7. 8 5 m ²
地域地区等		工業地域(容積率200%、建ペい率60%)
施設の概要	構 造	鉄骨造2階建て(排水処理機械室) 鉄骨造平屋建て(脱水汚泥上屋) ※申請部分のみ
	主要用途	工場・産業廃棄物処理施設
	建築面積	48,309.16㎡ (全体) 253.53㎡ (申請部分)
	延べ面積	59,950.86㎡ (全体) 398.83㎡ (申請部分)
	処 理 内 容	汚泥の脱水
	処 理 能 力	汚泥の脱水施設 240㎡/日(24時間稼動)
	対象地区	自社工場の廃棄物を処理するため、対象地区はありません。
	最終処理方法	脱水された汚泥は、サーマルリサイクルや肥料・堆肥の原料として再利用 される。
	計画車両	10t車 28台/日(搬出入計)
	申 請 者	住所 神奈川県高座郡寒川町倉見1620 氏名 キリンビバレッジ株式会社 湘南工場 工場長 中川 学

理 由: 本計画は、寒川町内の工業地域において、飲料水製造工場内の既存排水処理施設で、 新たに自社の他工場から廃棄する飲料水を受入れて処理するため、産業廃棄物処理施設 として建築基準法第51条ただし書の規定による許可を得ようとするものである。

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物については、都市計画において敷地の位置を決定しているものでなければならないが、本施設は、民間事業者が運営するものであり、都市施設として恒久性の担保が困難であることから、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、神奈川県都市計画審議会の議を経ようとするものである。